資料４－２

大韓民国産及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長

令和８年１１月２０日
関税・外国為替等審議会
関税分科会特殊関税部会
財務省関税局

調査の概要等

調査の概要

- 平成28年8月以降、大韓民国（以下「韓国」）産及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」）産水酸化カリウムに対して、不当廉売関税を課税中。

不当廉売関税率：韓国：49.5%、中国：73.7%　（課税期間：平成28年8月9日～令和8年8月12日）
（課税期間満了後も調査中は、みなし課税（関税定率法第８条第29項）により、課税が継続されるため、8月13日以降も課税中。）

- 関税定率法第8条第27項に基づき、韓国産及び中国産水酸化カリウムに関し、不当廉売がされた貨物の輸入が継続・再発するおそれ及び本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が継続・再発するおそれについて、令和7年12月25日から調査を実施。

【調査対象貨物】
- 名称：水酸化カリウム（別名：苛性カリウム）
- 品目番号：第2815.20号
  （WTO税率：3.9%、RCEP税率：1.8%）
- 特徴：無色の液体品又は白色片状の固形品
- 主な用途：炭酸カリウム等のカリ塩類の原料、
  化学肥料の原料、液体石鹸や洗剤の原料等


【外観】固形品


液体品


【用途例】液体石鹸

※写真は本邦産のもの

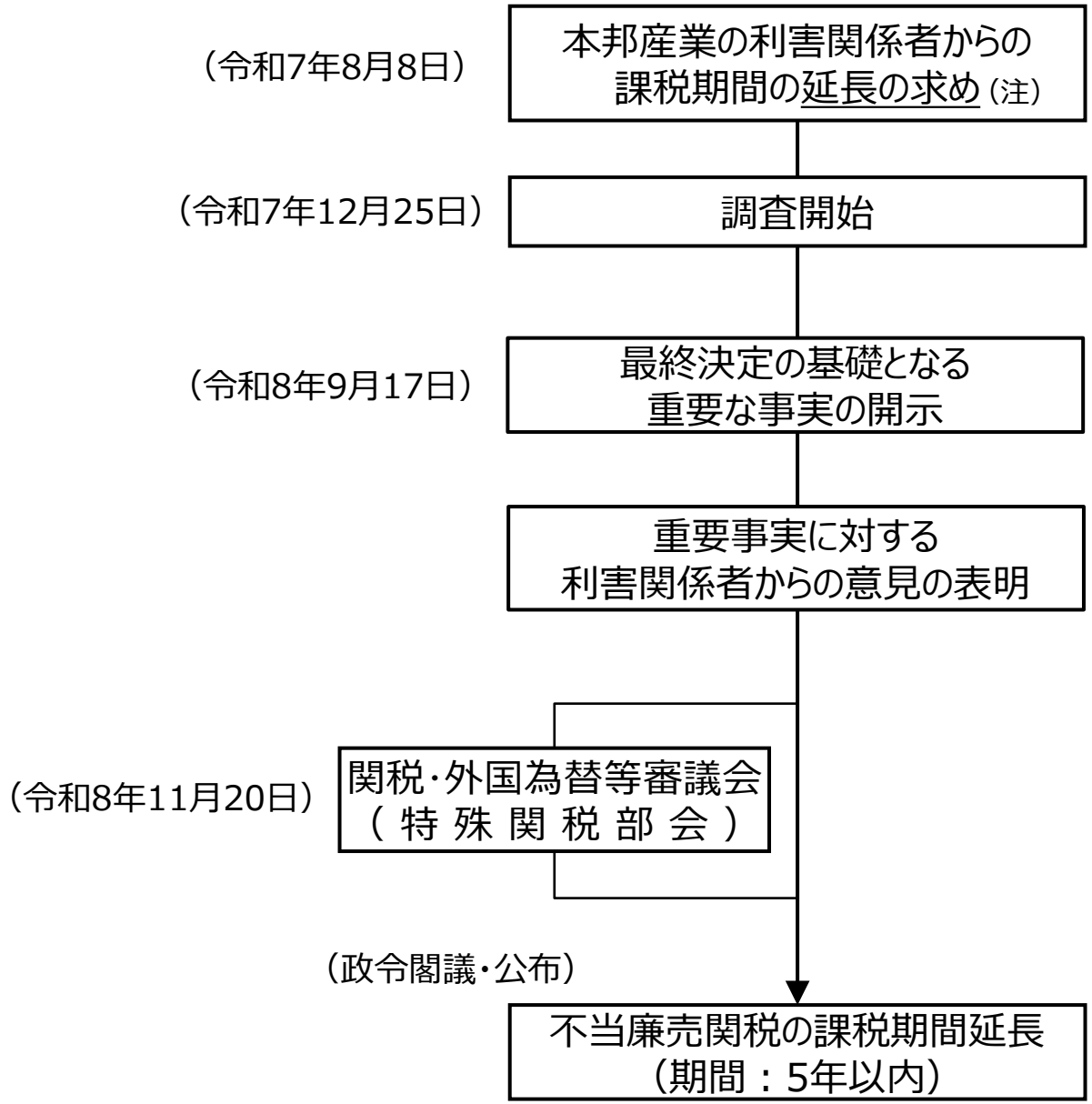
（出所：申請者提供資料）

【調査対象期間】
- 不当廉売がされた貨物の輸入が、継続・再発するおそれ：令和6年7月1日～令和7年6月30日
- 当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が、継続・再発するおそれ：令和2年1月1日～令和7年6月30日

不当廉売関税の延長要件（関税定率法第８条第25項）

① 不当廉売がされた貨物の輸入が、不当廉売関税の課税期間満了後に継続し、又は再発するおそれ
② 当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が、不当廉売関税の課税期間満了後に継続し、又は再発するおそれ

調査・課税手続の流れ（延長）



（注）関税定率法第8条第26項に基づく課税期間の延長を求めるものであり、同条第21項に基づく税率の変更を求めるものではない。

不当廉売がされた貨物の輸入の継続のおそれ（韓国）

不当廉売がされた貨物の輸入の事実

- 韓国の正常価格及び輸出価格について、調査当局に対して質問状回答を提出した供給者はいなかったことから、調査当局が入手できた証拠（ファクツ・アヴェイラブル）により不当廉売差額率を算出。

- 調査により、正常価格と本邦への輸出価格を比較し、輸出価格が正常価格よりも低かったことから、不当廉売がされた貨物の輸入の事実が認められた。

【表１】 不当廉売差額率（韓国）

国・海外供給者名		不当廉売差額率
韓国	・UNID Co., Ltd. ・その他の者	100.38%

（注）不当廉売差額率＝（（正常価格－輸出価格）／輸出価格）×100

不当廉売がされた貨物の輸入の継続するおそれ

- 韓国の供給者には、相当程度の余剰生産能力があり、将来の増産が見込まれるが、当該増産を全て吸収することができる韓国市場及び海外市場は存在しない。

- 日本への水酸化カリウムの輸出について不当廉売がされているという事実、及び韓国の供給者の生産能力・市場状況を踏まえれば、不当廉売がされた貨物の輸入が、現行の不当廉売関税の課税期間満了後に継続するおそれがあると認められた。

不当廉売がされた貨物の輸入の再発のおそれ（中国）

不当廉売がされた貨物の輸入の事実

- 中国の正常価格について、供給者から市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示されなかったことから、中国の価格に代えて、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（代替国）の企業の価格情報を用いて算出。
- 中国の輸出価格について、調査当局に対して質問状回答を提出した供給者はいなかったことから、調査当局が入手できた証拠（ファクツ・アヴェイラブル）により算出することとし、調査対象期間に中国から日本への水酸化カリウムの輸出実績はなかったことから、中国から第三国への輸出価格を中国の輸出価格とした。
- 正常価格と中国から第三国への輸出価格を比較し、第三国への輸出価格が正常価格よりも低いことが認められた。

【表２】 不当廉売差額率（中国）

国・海外供給者名		不当廉売差額率
中国	中国供給者	97.08%

（注）不当廉売差額率＝（（正常価格－輸出価格）／輸出価格）×100

不当廉売がされた貨物の輸入の再発するおそれ

- 中国の供給者には、相当程度の余剰生産能力があり、将来の増産が見込まれるが、当該増産を全て吸収することができる中国市場及び海外市場は存在しない。

- 中国から第三国への水酸化カリウムの輸出について輸出価格が正常価格よりも低いという事実、及び中国の供給者の生産能力・市場状況を踏まえれば、不当廉売がされた貨物の輸入が、現行の不当廉売関税の課税期間満了後に再発するおそれがあると認められた。

本邦産業の損害が継続し、又は再発するおそれ

本邦の状況

- 現行の不当廉売関税措置により、令和2年を除いて、中国産品の輸入実績はなくなったが、韓国産品の輸入量は増加している(C)。
- 本邦産業は、売上高(A)、営業利益(B)は一定の改善が見られる一方で、生産量(D)、販売量(E)及び市場占拠率(F) は減少している。
- 調査対象期間中、調査対象貨物は、不当廉売関税に係る課税措置の下においても輸入量が増加しており、販売価格は、不当廉売関税を加味しない場合、常に本邦産品の価格を下回っていた(I)。

【表３】 本邦産業の状況

	① 令和2年	② 令和3年	③ 令和4年	④ 令和5年	⑤ 令和6年	⑥ 令和6年7月～令和7年6月	(参考) ①と⑥の差
本邦産品の売上高(A)	100	109	176	189	164	155	+55
本邦産業の営業利益(B)	100	132	154	132	183	201	+101
韓国・中国産品の輸入量(C) ※中国産品の輸入は令和2年のみ(調査対象貨物全体の約0.1%)	100	139	137	171	133	202	+102
本邦産業の生産量(D)	100	105	101	80	85	83	▲17
本邦産品の販売量(E)	100	105	100	80	83	80	▲20
本邦産品の市場占拠率(F)	100	100	98	93	94	89	▲11
本邦産品の価格(G)	100	96	136	171	138	140	+40
韓国・中国産品の価格(H)	100	104	168	184	170	151	+51
価格比(%) (I) ＊ ※不当廉売関税を加味しないもの	40～60	50～70	60～80	50～70	60～80	50～70	

凡例：非開示データのため、表中、令和2年の数値を100とする指数を記入((I)を除く)
(I) は、実際の価格を用いて算出した結果をレンジ表記
＊価格比（%）(I)＝（韓国・中国産品の価格(H)／本邦産品の価格(G)）×100

損害が継続し、又は再発するおそれ

- 指定された期間が満了した場合には、調査対象貨物の本邦における販売価格は、少なくとも現行の不当廉売関税の課税額と同等程度下落しうると考えられ、これを受けて本邦の産業は国内販売価格の引下げを余儀なくされると推定される。
- その結果、本邦の産業は、製造原価に見合わない価格設定を強いられることとなり、事業継続が極めて困難になると考えられる。

- 不当廉売がされた貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が、不当廉売関税の課税期間満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められた。

重要事実の開示

重要事実の開示

- 令和8年9月17日、利害関係者に対し、最終決定の基礎となる重要な事実（重要事実）として以下を通知。

重要事実記載事項

- 調査対象貨物（指定貨物）、調査対象期間、調査対象事項、経緯等
- 不当廉売がされた指定貨物の輸入が、指定期間（不当廉売関税の課税期間）の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項
- 不当廉売がされた指定貨物の輸入が本邦産業に与える実質的な損害等の事実が、指定期間満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

（参考）WTOアンチダンピング協定　第6.9条

当局は、最終的な決定を行う前に、検討の対象となっている重要な事実であって、確定的な措置をとるかとらないかを決定するための基礎とするものを利害関係を有するすべての者に通知する。その通知は、これらの者が自己の利益を擁護するための十分な時間的余裕をもって行われるべきである。

調査を踏まえた対応

重要事実に対する反論

利害関係者からの反論	調査当局の見解
1．韓国供給者の余剰生産能力及び追加的な輸出を吸収し得る海外市場の存在 【不当廉売がされた貨物の輸入が継続するおそれ】	
・当社が令和５年に設備増設を行ったあとの稼働率の低下は通常の範囲内であり、それをもって余剰生産能力が拡大傾向にあると判断することは適切ではない。 ・韓国と日本との地理的近接性のみを根拠として、日本を将来の有力な輸出市場と認定し、余剰生産能力が日本向け輸出の増加につながると推認することは妥当ではない。	・調査当局は、当該韓国供給者の生産能力・生産量から算出される余剰生産能力について、令和３年から令和７年まで増加傾向にあったと認定したものであり、設備増設後の稼働率推移に着目して判断したものではない。 ・日本との地理的近接性のみならず、世界及びアジア市場の需給状況や日本向けの輸出実績等を総合的に勘案し、韓国供給者の余剰生産能力が日本向け輸出の増加につながる誘因があると認定した。
２．調査対象貨物の輸入価格の算出方法及び流通経路 【本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が継続するおそれ】	
・当社は、本邦市場における実際の流通価格に関する情報を提出したにもかかわらず、調査当局がこれを考慮せず工場渡し価格ベースで価格比較を行ったため、市場の実態が反映されていない。 ・当局は当該手法の妥当性や当社が提出した流通価格資料を採用しなかった理由を説明すべき。	・調査当局は、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の価格の比較可能性を確保するために、工場渡し価格ベースで価格比較を行ったものであり、これは市場の価格競争の実態を把握する上で合理的な手法である。 ＊WTO協定においては価格の比較可能性が確保された状態で価格効果を分析することとされているが、その算定方法の選択は、調査当局に一定の裁量が認められている。

➡ 反論を検証したところ、重要事実で示した判断を変更する必要はないものと認められた。

調査により得られた結論

- 不当廉売がされた貨物の輸入及び当該輸入による本邦産業の損害の事実が、現行の不当廉売関税の課税期間満了後に継続し、又は再発するおそれがあることが認められた。

最終決定（案）

- 韓国産及び中国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税について、課税期間を延長することが適当（期間はWTO協定及び法令で認められた期間内である５年間。不当廉売関税率は現行どおり。）。